

平成28年（2016年）1月18日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市国民健康保険運営協議会

会長 一圓 光彌 (印)

委員 廣石 恵才 (印)

委員 矢吹 秀夫 (印)

平成28年度国民健康保険税の改定について(答申)

平成27年（2015年）11月19日付け、宝塚市諮問第33号にて諮問のあった標記のことについて、平成27年11月19日、12月18日及び12月25日の3回にわたり、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、今回の保険税の見直しについては、より一層被保険者の生活実態の把握に努め、引き続き口座振替の勧奨や休日納税相談を実施するなど親切丁寧な納付勧奨や減免制度の周知を徹底するなど、納税しやすい環境づくりに努めることにより歳入の確保を求めるものである。また併せて、増え続ける医療費の適正化のため、特定健診の受診率の向上やデータヘルス計画に基づく効果的・効率的な保健事業への取組、レセプト点検の実施及び後発医薬品差額通知など、国民健康保険事業全般において支出の削減に努めることにより、平成30年からの国民健康保険の県広域化に円滑に対応できるように備えつつ、市民の生命と健康を支える社会保障の仕組みとしての国民健康保険事業の安定的な運営を求めるものである。

平成29年度以降の対応については、引き続き国庫負担割合の引上げを強く求め、来年度における収支予測の状況を見て検討すべきである。

記

答 申

1 平成28年度国民健康保険税は、次のとおり改定することが適当である。

(1) 基礎課税分

所得割税率について、現行6.40%を6.80%に改定すること。
平等割額について、現行21,100円を21,600円に改定すること。
均等割額について、現行24,500円を25,500円に改定すること。

(2) 後期高齢者支援金等課税分

所得割税率について、現行2.40%を2.70%に改定すること。
平等割額について、現行6,400円を7,300円に改定すること。
均等割額について、現行8,900円を10,300円に改定すること。

(3) 介護納付金課税分

所得割税率について、現行2.60%を3.10%に改定すること。
平等割額について、現行5,300円を7,000円に改定すること。
均等割額について、現行10,100円を13,700円に改定すること。

答 申 理 由

国民健康保険制度は、社会保障の一環として実施されており、被用者保険に加入していないすべての人を対象とし、市町村の単位で実施される公的保険で、国民皆保険体制の中核をなす重要な役割を担っている。昨今の国民健康保険制度を取り巻く環境は、加入者の減少と高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増加などにより、全国的にも厳しい財政運営となっている。また、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の改正法が昨年5月に成立し、平成30年度から県が財政運営の責任主体になるなど、今後、制度の大きな変更が予定されている。

そのような状況の下で、本市では保険給付費等が恒常的に増加する中で、平成17年度、平成24年度と平成27年度の3度保険税率の改定を実施したものの保険税率の据え置きが長く続いてきたことや、賦課限度額についても法定限度額以下の設定が続いたことにより、結果として平成26年度末の累積赤字額は約14億5千万円となっている。今後、県広域化による影響は予測できないが、国民健康保険制度を取り巻く厳しい環境を考慮すると、このままではさらに累積赤字が増大していくことが予測され、危機的な状況にあると言える。

そのようなことから、市は保険者として、昨年当協議会が答申した平成27年度国民健康保険税の改定の考え方に沿って、これ以上累積赤字を増やさないことを基本方針とし、平成27年度の単年度赤字は一般会計から繰り入れ、被保険者の負担増を抑制するためその2分の1については平成28年度に保険税の改定を行うとともに、国民健康保険事業経営健全化プランの中で当協議会が指摘した医療分の所得割、平等割、均等割の比率を国が示す比率基準に準拠し、改定するよう諮問した。

これを受け当協議会は、被保険者の税負担の現状と今後の市の厳しい財政状況も考慮しつつ、国民健康保険財政の安定化・健全化を図るためには、諮問書のとおり国民健康保険税の改定を行うことが妥当であると判断した。ただし、医療分の所得割、平等割、均等割の比率については、同プランを踏まえつつ、現年度の比率を引き継ぎ50：17：33の比率で算出した額を是とした。